

平成 28 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 28 年 6 月 24 日天草市民センター第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	君
9 番	本 田 実 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

8 番	井 島 安 一 君
-----	-----------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	山 本 幸 伸	局長補佐	藤 本 寿
参 事	小 松 通 利	主 任	寺 澤 大 介
主 査	田 中 剛 史	主 査	大 林 喜 光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 36 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 37 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	議第 38 号 農地利用最適化推進委員の辞任について
日程第 8	報告事項について

閉 会

開 議 午後 3 時 30 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 7 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。先月は、全国の会長大会がありまして、総会には出席できませんでした。会長大会では、熊本地震がありましたので支援の要請を行いました。26 日は県選出の国会議員の皆様、27 日は参議院会館で農林水産省の職員の方達に対してお願いをしてまいりました。今回の震災で農業を辞める方がでてくるのではないかと懸念されておりました。農業用倉庫が潰れて、倉庫内にあった農業用機械も使えなくなっている状況を伝えたところ、「農業用倉庫につきましては、農家の負担がないよう考えたいと思います。また、農業用機械につきましても、できるだけの支援を行います。」と話されました。また、20 日には、県の会長、局長会議がありまして、新しく農業委員になられた方と農地利用最適化推進委員の研修会を 8 月中には開催をするとのこと。そして、9 月には、天草地区農業委員会連絡協議会でも研修会を計画しており、勉強をしていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、8 番井島委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、10 番、小堀田委員、11 番、嶋田委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは一括して事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田 760 m²を売買により取得したいというものです。資料④の 2 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から西へ 800m、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地で

す。3 ページが現地の航空写真になります。4 ページが現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2 番について説明します。河浦町の譲り受け人は、河浦町の譲り渡し人より、河浦町の田 2,561 m²と畑 1,209 m²を贈与により取得したいというものです。資料④の 5 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所から北東へ約 1.7km、青色で着色した県道新合高浜港線の両側にある農地です。6 ページが航空写真で 7・8 ページが現地の写真になります。資料③の 1 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 34 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②2 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 178 m²を個人住宅及び貸店舗へ転用する案件です。資料④の 10 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津保育所から北東へ約 400m、青色で着色した 国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は水管、下水管が埋設されている道路の沿道の地域で、500m 以内に 2 以上の公共施

設が存在する第3種農地です。11ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、自己住宅及び貸店舗を建築し利用する計画です。12ページが現地の航空写真になります。13ページが現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に住宅及び店舗が建築してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田215㎡を個人住宅へ転用する案件です。資料④の14ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した碓石公民館から北西へ約700m、青色で着色した県道碓石中田線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。15ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭になり個人住宅を建設する計画です。16ページが航空写真、17ページが現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番（小堀田幸一君） 10番、小堀田です。航空写真を見ると、畑の中に何かあるように思いますが、これは何ですか。

○事務局（小松通利君） 現地の写真の左上に載っているものは、物置のようなものです。

○10番（小堀田幸一君） 物置ですか。

○議長（鶴田雄士君） 17ページの写真ですね。

○事務局（小松通利君） はい。17ページの写真です。

○議長（鶴田雄士君） 物置ではなく、板みたいなものが倒れているだけです。

○10番（小堀田幸一君） その先にも白く写ってるのがある。

○事務局（小松通利君） それは、私が現地確認した時にはありませんでした。航空写真が3年前のものになるため、その当時のことは分かりません。

○議長（鶴田雄士君） 3年の間に片づけられたのでしょうか。周囲の農地所有者からの同意はありますか。周囲の農地は全て申請人の農地ですか。

○事務局（小松通利君） はい。周囲は全て申請人の農地です。

○議長（鶴田雄士君） 他には質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は久玉町の個人で、久玉町の畑150㎡を個人住宅及び駐車場へ転用する案件です。資料④の18ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したやすらぎの湯から東へ約200m、青色で着色した国道266号の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。19ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、敷地が狭く建物の配置が困難で駐車スペースもないため住宅用地として拡張する計画です。20ページが航空写真、21ページが現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に住宅用地として利用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は今釜町の個人で、今釜新町の畑296㎡を取得して、事務所兼住宅へ転用する案件です。資料④の23ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した県天草広域本部から南東へ約100m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。24ページをご覧ください。

下さい。土地利用計画の内容は、事務所を移転する必要が出てきたため、1棟の事務所兼住宅を建築し、残地を6台分の駐車場として整備する計画です。25ページが現地の航空写真になります。26ページが現地の写真になります。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 　ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 　2番について説明します。転用者は亀場町の個人外1名で、亀場町の田238㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。資料④の27ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から東へ約200m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。28ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭なため、2階建て住宅1棟、2台分の駐車場、残地を通路及び庭とする計画です。29ページが現地の航空写真になります。30ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。一部転用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 　ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 　3番について説明します。転用者は志柿町の個人で、下浦町の田281㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。資料④の31ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立本渡東中学校から南西へ約300m、青色で着色した国道266号の北側にある農地です。申請地は土地改良事業による換地が行われて

いる第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画で定められた用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。32ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、個人住宅を1棟、残地を駐車場3台分として整備し利用する計画です。33ページが現地の航空写真になります。34ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

○9番（本田実君） 9番、本田です。申請地と隣の農地の名義は同じですか。

○事務局（大林喜光君） 名義は分かりませんが、その区画全体が土地改良事業の計画の中で非農地用地として造成の計画がされています。

○議長（鶴田雄士君） 最初から、ほ場整備から外されている区画ですね。

○9番（本田実君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他には質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は八幡町の個人で、下浦町の畑208.91㎡を使用貸借権の設定により、宅地へ転用する案件です。資料④の35ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立本渡東中学校から東へ約1km、青色で着色した国道266号の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。36ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、個人住宅を1棟建築する計画です。37ページが現地の航空写真になります。38ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（小堀田幸一君） 10番、小堀田です。38ページの写真を見ると、勾配がついてる

けど、上は畑ですかね。たぶんこれじゃ家は建てられないから、造成をすると思うけど、崩壊とか地すべりとかは大丈夫なの。

○事務局（大林喜光君） 現地の確認をして、擁壁をされるので問題はないと思います。

○議長（鶴田雄士君） 高さはどれくらいありますか。

○事務局（大林喜光君） 1m程度です。

○10番（小堀田幸一君） 写真が見にくいので分からない。問題がなければいいです。

○事務局（大林喜光君） 現地を確認した結果、事務局では問題ないと判断しています。

○議長（鶴田雄士君） よろしいですか。

○10番（小堀田幸一君） はい。

○議長（鶴田雄士君） 他には質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の畑682㎡を取得して、農家住宅へ転用する案件です。資料④の39ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した県立天草支援学校から北へ約250m、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりがある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続して設置されるものに該当し許可できることとなっております。40ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭なため、農家住宅を建築し、残地を農作業場とする計画です。41ページが現地の航空写真になります。42ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町

の畑 419 m²を取得して、個人住宅へ転用する案件です。資料④の 43 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約 800m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。44 ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭なため、平屋 1 棟、3 台分の駐車場、残地を通路及び庭とする計画です。45 ページが現地の航空写真になります。46 ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7 番について説明します。転用者は佐伊津町の法人で、佐伊津町の畑 1,515 m²を取得して、駐車場へ転用する案件です。資料④の 47 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約 1,300m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。48 ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、現在の従業員駐車場や営業車用駐車場が手狭なため、23 台分の駐車場とする計画です。49 ページが現地の航空写真になります。50 ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10 番（小堀田幸一君） 10 番、小堀田です。写真を見たら、畑じゃなくて山ですよ。これは畑なの。

○事務局（寺澤大介君） はい。登記簿上の地目は畑です。現状は写真のとおり、山林化の一步手前の荒れた感じでした。

○10 番（小堀田幸一君） 下の方に木のようなものが植えてある畑があるようだけど、この畑と一緒にですか。

○事務局（寺澤大介君） そこは、畑ではなく雑種地です。法人の駐車場の一部で、写真に写っているのは、庭木のようなものが植えてあります。実際は、49 ページの航空写真に写

っているように、雑種地です。今回の申請地は、そこから山林化していく途中のような農地です。

○10 番（小堀田幸一君） この写真を撮ったところから駐車場になるのか。

○事務局（寺澤大介君） はい。

○10 番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他には質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 8 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 42 m²を取得して、通路へ転用する案件です。資料④の 51 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から南東へ約 100m、青色で着色した国道 324 号の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。52 ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、自己所有農地と国道に 1m 以上の高低差があるため、申請地にスロープを設置し農業用機械等の通路として整備し利用する計画です。53 ページが航空写真、54 ページが現地の写真になります。資料③の 4 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10 番（小堀田幸一君） 10 番、小堀田です。自分の農地に入るための農地ということで申請されているようですが、その先は埋まってしまっているけど。

○事務局（小松通利君） ここは、国道に面しておりまして、現在、国道の改良工事をしている最中で、その工事に伴う作業用の道路となっています。

○10 番（小堀田幸一君） そこじゃなくて 54 ページの写真の先の方の農地が埋まっているが。畑ですよ。埋めてあって畑じゃなくなってるが。

○事務局（小松通利君） そこも工事に伴う作業用の道路になっておりまして、工事完了後に元に戻されます。

○10 番（小堀田幸一君） 元の農地に戻すんですか。

○事務局（小松通利君） はい。

○10 番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他には質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 9 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑 284 m²を取得して、自動車展示場へ転用する案件です。資料④の 55 ページをお開きください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所から北東へ約 1.2km、青色で着色した国道 266 号の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。56 ページをご覧ください。土地利用計画の内容は、自動車を 11 台展示できる展示場を整備し利用する計画です。57 ページが現地の航空写真になります。58 ページが現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に自動車展示場として利用されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 36 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 36 号について説明します。資料②の 5 ページからご説明いたします。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 80 件、再設定の計画が 4 件、合計で 85 件、総面積は 311,506 m²となっております。所有権移転の計画 1 件については、熊本県農業公社が売買により取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の 24 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。

す。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員から補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定84件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第37号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第37号について説明します。資料②の25ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、五和町2筆、面積は合計で1,762㎡となっております。現地確認を実施し、26ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われま。資料④の60ページをお開きください。申請地周辺の地図です。61ページが航空写真、62ページが現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので山林認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第38号、農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 議第38号、農地利用最適化推進委員の辞任について説明します。資料5の1ページをご覧ください。本件は、次の者から農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の届出がありましたので、農業委員会の同意を求めるものです。担当地区、本渡北地区全域、氏名、前田茂、住所、天草市本渡町広瀬1914-7、性別、年齢は議案書記載のとおりです。提案理由は、農地利用最適化推進委員を辞任するには、農業委員会等に関する法

律第 23 条の規定により、農業委員会の同意を得る必要があるためです。2 ページをご覧ください。6 月 6 日に前田茂委員から会長あてに提出された辞任届です。3 ページをご覧ください。前田茂委員からの申し出について説明します。平成 28 年 6 月 6 日午前 9 時に立会人 1 人とともに農業委員会事務局に申し出に来られました。そこで場所を市役所別館 E 会議室に移し、山本局長、田中主査と藤本局長補佐で申し出の内容について確認しました。申出の内容としましては、体調不良のため農地利用最適化推進委員の職務を遂行することができないので、その職を辞したいとのことでした。現在、職務として実施されている農地利用状況調査について妻を伴い行ってきたが、思うようにできず、また、推進委員として農業者等との面談についても、とてもできるような状況ではないとのことでした。面談を通して前田茂委員の体調の状況等を事務局職員で協議した結果、これ以上、推進委員の職務の遂行は厳しいと判断をし、辞任届を提出してもらうことといたしました。以上ご説明いたしましたが、ご審議についてよろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました農地利用最適化推進委員を辞任につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので委員の辞任について承認します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項は、ありません。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 28 年天草市農業委員会第 7 回総会を閉会致します。

午後 4 時 30 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 嶋田浩二

署名委員 小堀田 幸一